

委 託 契 約 書 (案)

沖縄県知事 玉城 康裕 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)
とは、沖縄県登録販売者試験運営等業務について、次の条項により契約を締結する。

(委託事業)

第1条 甲は、沖縄県登録販売者試験運営等業務 (以下「委託事業」という。) の実施を委託し、乙はこれを受託する。

(委託事業の方法)

第2条 乙は、別紙の仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、委託事業を実施しなければならない。

2 前項の仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

(委託事業の期間)

第3条 委託事業の期間は、契約締結日から令和8年2月28日までとする。

(委託料)

第4条 甲は、委託事業に対する委託料として、金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円) を超えない範囲で乙に支払う。

(注) 「取引にかかる消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

2 消費税及び地方消費税は、将来においてその税率が変更された場合には、甲乙協議し変更契約書をもって、当該変更後の税率に基づき増額又は減額されるものとする。

(進捗状況の報告等)

第5条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について実地及び書面による検査を実施し、又は乙に対して報告を求め、必要な指示をするものとする。

(業務実施計画書)

第6条 乙は、業務実施計画書を契約締結後速やかに甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

2 甲又は乙の都合により実施計画書の内容を変更するときは、甲乙双方で協議の上、変更するものとする。

3 乙は、甲の承認を得た実施計画書及び甲の指示に従い委託業務を実施しなければならない。

(委託事業内容の変更)

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙と協議のうえこの契約の内容を変更することができる。

- (1) 賃金、物価等に著しい変動があったとき。
- (2) 天災その他の災害により著しい被害を受けたとき。
- (3) 本契約を履行するために必要な物品に係る税について変動があったとき。

- (4) 行政目的上、又はその他の理由により、この契約の内容について仕様を変更し、あるいはこの契約の履行を中止し、又は打ち切る必要が生じたとき。
- 2 前項に規定する協議が、甲が定めた協議開始の日から 30 日以内に整わない場合には、前項に規定する変更の内容は甲が定めるものとする。
- 3 第 1 項の規定により契約を変更した場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は甲乙協議して定める。

(計画変更の承認)

第 8 条 乙は、仕様書に記載された委託事業の内容を変更しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。

(帳簿等の整備)

- 第 9 条 乙は、委託業務の実施に要する経費に関し専用の帳簿を備え、支出額を明確に記載しておかなければならない。
- 2 乙は、委託業務に要した経費を甲が指示する項目に従って前項の帳簿に記載し、その支出内容を証明又は説明する書類を整理して保管しなければならない。
- 3 前項の支出内容を証明する書類とは、乙が通常使用している支出に関する決裁文書、仕様書、見積書（相見積を含む。）、契約書、納品書、検収調書、請求書、領収書、銀行振り込み領収書、委託業務に従事する者の給与支払いを示す台帳及び出張伝票等をいう。
- 4 第 2 項の帳簿及び書類の保管期間は、契約の日の属する年度の翌年度から 5 年間とする。

(事業完了報告書)

- 第 10 条 乙は、事業を完了したときは、遅滞なく甲に対して委託事業完了報告書及び経費使用明細書を提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の委託事業完了報告書等に関し、必要に応じ更に詳細な説明資料等の提出を求めることができるものとする。

(検査)

- 第 11 条 甲は、第 10 条に定める委託事業完了報告書及び経費使用明細書を受領したときは、当該報告書等の内容について速やかに検査を行うものとする。
- 2 甲は、前項に規定する場合のほか委託業務の実施状況及び委託料の使用状況について調査するため必要があると認めるときは、乙に対し報告をさせ、又は乙の事業所（乙の再委託者、共同実施者の事業所を含む。以下同じ。）に職員を派遣し、当該委託業務の実施状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。
- 3 甲は、第 1 項及び第 2 項の検査を実施しようとするときは、あらかじめ乙に検査場所、検査日時、検査職員、その他検査を実施するために必要な事項を通知するものとする。
- 4 乙は、前項の通知を受けたときは、委託事業完了報告書及び経費使用明細書に記載されている内容を証明できる書類その他甲があらかじめ指定する書類を準備し、委託業務の内容及び経理内容を説明できる者を甲の指定する検査場所に乙の負担で派遣するものとする。
- 5 甲は、検査を適正に行う上で必要と認めるときは、甲が指定する者を第 2 項の検査に立ち合わせることができるものとし、乙はこれを受け入れるものとする。
- 6 乙は、第 1 項及び第 2 項の検査の結果、再検査となり甲から期限を指定して補正を命

じられたときは、自己の負担で指定期限内に補正して、甲の確認、検査を受けなければならない。この場合における甲の確認、検査については第2項から第5項の規定を準用する。

7 甲が検査できる期間は、契約の日の属する年度の翌年度から5年間とする。

（委託料の額の確定）

第12条 甲は、前条第1項及び第2項の検査の結果、第10条に規定する報告書の内容が適切であると認めたときは、委託金額の額を確定し（以下、確定額という。）、乙に対して通知するものとする。

2 前項の確定額は、委託業務に実施に要した経費の額と契約金額とのいずれか低い額とする。

（委託料の支払）

第13条 乙は前条に定める通知を受けた後に、委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第14条 乙は、契約保証金として第4条に定める委託料の100分の10を乗じて得た額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項第1号又は第3号の規定該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除するものとする。

（委託事業の中止）

第15条 乙は、天変地異その他やむを得ない事由により委託事業の遂行が困難となったときは、速やかに委託事業の中止（廃止）申請書を甲に提出し、甲と協議のうえ契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定により契約を解除したときは、委託料の精算をするものとする。

（甲による契約の解除及び違約金）

第16条 甲は、次に掲げる一の理由が生じたときは、いつでもこの契約を解除し、また、既に支払った委託料がある場合は、その全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに委託業務を完了しないとき又は完了期限までに委託業務を完了する見込みがないと甲が認めたとき。

(2) 乙が正当な事由なく解約を申出たとき。

(3) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。

(4) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、公共の福祉に反する活動を行う団体、及びその行為者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）

イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的

をもって暴力団等を利用している者

エ 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団等であることを知りながらこれらを利用している者

(5) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき。

2 前項の規定による契約解除の場合には、甲は違約金として 契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を乙に請求することができる。

3 甲は、第 1 項の規定により契約を解除した場合に生じた損害が、前項の違約金の額を超えるときは、その不足分を乙に請求することができる。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 17 条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。))及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。))並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(危険負担)

第 18 条 委託事業の実施に応じて生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む)は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲の負担とする。

(契約不適合責任)

第 19 条 甲は、この契約の履行の結果及び成果物に関して、当該業務に契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があるときは、不適合を知ったときから 1 年以内に乙に対してその旨を通知するものとする。

2 乙は、前項の通知があった場合、甲の指示に従い、契約不適合部分の修補に応じ、又は修補に代え損害を賠償し、あるいは修補とともに損害を賠償するものとする。

3 第 1 項及び第 2 項の規定は、その不適合が甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその指示を不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときはこの限りではない。

(履行遅延の場合における遅延利息)

第 20 条 乙の責めに帰する理由により、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は、乙から遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の遅延利息は、延長日に応じ政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号。以下「支払い遅延防止法」という。)の規定に基づき定められた割合で計算する。

（秘密の保持）

第 21 条 乙は、本契約による作業の一切（甲より開示された資料や情報を含む。）について、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負う。

2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負う。

3 乙は、個人情報の取り扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」に従うものとする。

（著作権）

第 22 条 成果物の著作権及び所有権は、甲に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第 23 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第 24 条 乙は、主たる業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10 日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。

ただし、データの入力・集計等の容易かつ簡易な業務について、その業務を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負う者とし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が第 1 項から第 4 項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

（疑義の協議）

第 25 条 この契約に定めのない事項及び、この契約に定める事項に関する疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（管轄裁判所）

第 26 条 前条の規定による協議が整わない場合など、この契約に関する一切の紛争に関して、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 27 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲	住 所	沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
	氏 名	沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕

乙	住 所	
	氏 名	

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を

契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない

い。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第 12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

第 13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

第 14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

第 15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

第 16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者（沖縄県）、「乙」は受託者をいう。

2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項を削除するものとする。

別記参考様式 1（第 4 の 2（別記特記事項第 4 及び第 5）関係）

個人情報の管理体制等報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
受託者名 氏名又は商号
代表者氏名

〇〇委託業務（委託契約の名称を記載）に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報取扱責任者	（所属・役職）	（氏名）
-----------	---------	------

※個人情報取扱責任者：この委託業務による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。

2 事務従事者に関する事項

事務従事者	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）

※事務従事者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の 事故防止措置等	（具体的に記入すること）

別記参考様式 2（第 4 の 2（別記特記事項第 4 及び第 5）関係）

個人情報の管理体制等変更報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
受託者名 氏名又は商号
代表者氏名

〇〇委託業務（委託契約の名称を記載）に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり変更しました（します）ので報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報取扱責任者	（所属・役職）	（氏名）
-----------	---------	------

※個人情報取扱責任者：この委託業務による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。

2 事務従事者に関する事項

事務従事者	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）

※事務従事者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の 事故防止措置等	（具体的に記入すること）

※作業場所及び保管場所の変更にあたっては、あらかじめ報告すること。

令和 年 月 日

委託事業完了報告書

沖縄県知事 殿

事業者住所

事業者氏名

印

令和 7 年度沖縄県登録販売者試験運営等業務について、以下のとおり完了したので報告します。

記

1 試験事前準備業務

(1) 受験申請書受付業務

受付件数 件（うち補正指示件数 件）
書類の返送件数 件
問い合わせ件数 件

(2) 受験者データの作成業務

受付した受験者データ：令和 年 月 日提出

(3) 受験者名簿、受験票

受験者名簿：令和 年 月 日提出

受験票作成枚数（予備を含む。）： 枚

※ ひな形 2 部を添付すること。

受験票発送枚数、発送日： 枚、令和 年 月 日

(4) 問題冊子

問題冊子作成数（予備を含む。）：（午前） 冊

（午後） 冊

※ 午前・午後各 2 部を添付すること。

(5) 運搬

試験問題運搬：令和 年 月 日 時 分～ 時 分
出発地 、到着地

2 合格通知業務

合格通知書作成枚数（予備を含む。）： 枚(A)

※ ひな形 2 部を添付すること。

合格通知書発送枚数： 枚(B)、令和 年 月 日

残部数 ((A)－(B))： 枚、処理方法

※ 処理方法（細切、焼却等）を記載すること。

3 その他実施事項